

學大科法學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷四第

行發日一月五年六正大

論說

經濟的行爲と道德的行爲との關係(一)……………法學博士 田島錦治

奢侈税ノ辯難……………法學博士 神戸正雄

きんぐノ法則ト米麥價……………法學士 河田嗣郎

經濟心理學ノ組織的研究(四、完)……………法學士 米田庄太郎

支那經濟思想ノ出發點(二、完)……………法文學士 小島祐馬

時事問題

貿易ニ對スル金融ノ改善……………法學博士 戸田海市

支那關稅引上ト日本ノ紡績業……………法學博士 神戸正雄

雜錄

米國ノ海外放資力……………法學博士 神戸正雄

獨領植民地ノ處分問題……………法學博士 山本美越乃

移民ト米國ノ勞働……………法學士 米田庄太郎

米國聯邦農地貸附法……………法學士 河田嗣郎

奢侈税ノ辯難

神 戸 正 雄

緒言

第一段 奢侈税ノ辯護

其一 財政上ノ論據 (一) 給付能力ノ原則上——(A) 普通ノ見解(B) 予ノ見解。(二) 租税體系上——(A) 租税ノ分化(B) 他税ノ補充——(イ) 間接消費税ノ補充(ル) 所得税ノ補充(ハ) 直接税ノ補充(ニ) 一般租税制度ノ補充。(三) 收入政策上。(四) 課税技術上——(A) 確實(B) 便宜

其二 其他行政上ノ論據 (一) 教育的倫理的公共的社會政策的目的上。(二) 國民經濟的目的上。(三) 國民衛生上。(四) 警察取締上

第二段 奢侈税ノ非難

其一 財政上ノ論據 (一) 給付能力ノ原則上——(A) 給付能力ニ不一致(B) 資本課税(C) 地方的不公平。(二) 收入政策上——(A) 徵税費大、實收額小(B) 收入ノ減退(C) 屈伸力ノ缺乏。(三) 課税技術上——(A) 奢侈ノ意義相對的(B) 物件不確實(C) 全奢侈課税難——(イ) 其原因(ル) 其結果。(D) 取締監督面倒(E) 脱税ノ危險大(F) 課税品中除外(G) 税率恣意決定

其二 其他行政上ノ論據 (一) 國民經濟及社會政策上。(二) 倫理教育上

括言

緒言

嘗テ歐洲ノ十七八世紀中ハ生活方法ノ質素ヲ尊ビ奢侈制限ヲ目的トスル奢侈税(獨 Luxussteuer,

英 Taxes on luxuries, 佛 La taxation du luxe ou les impôts somptuaires) ガ全盛ヲ極メタ所デア

ツタ。然ルニ其後産業革命ガ行ハレ、資本増殖ノ著シクナルニ及ンデハ、各人ノ生活ガ益々奢侈ニ向フニ拘ラズ、人ハムシロ之ヲ以テ文化進歩ノ徵證トシテ歡迎シ、之ガ課税ニ避クヘカラサル缺點ヲ指摘シテ、次第ニ此税ヲ棄テテ、他ノ一層多收ヲ期待セシムル税目ヲ選ミ取ルノ勢ヲ作ツタ。勿論奢侈ニモ文化及生産活動刺戟ノ効果ガアリ、奢侈税ニ諸多ノ弱點ガ伴フ所デアルニセヨ、一方國ノ内部ニ其日々々ノ活計ニ苦シムモノガアリ、他面對外ノ關係ヨリシテハ國家ニ絶大ノ財政需要ヲ促スノ現代ニアリテハ、矢張り此奢侈税ヲ復活シ來リテ、新時代ノ要求ニ適合セシムルコトト爲サナケレバナラス。特ニ近頃我國ニテハ戰爭ニヨリ各種ノ成金輩ノ増加シタルニ就イテハ、戰時利得税ノ課徴モ望マシイガ、更ラニ此奢侈税ヲモ採用スルコトガ適當ナラズヤトノ感ヲ禁ジ得ナイ。斯クテ予ハ最近之ニツキ手ニ入ルダケノ文書ニ依ツテ討究ヲ試ミタルノ故ニ、下ニ敢テ其結果ヲ報告スル。びりんすきハ嘗テ財政問題中、奢侈税ホド學問カラ繼子のニ虐待サレタモノハナイトイフテ、其參考書ノ乏シキコトヲ訴エタガ、予ノ見ル所デハ必スシモ其乏シキヲ憂エナイ。ムシロ其ノ多キニ苦シムトモイフヘキデアル。此回ハ専ラ本税ノ當否論ヲ説ク。本税ノ本質構造ニツイテハ改編シテ述ブル。

第一段 奢侈税ノ辯護

1) Fuisting, Grundzüge der Steuerlehre. S. 32.

2) Bilinski, Die Luxussteuer. S. 30.

其一 財政上ノ論據

(一) 給付能力ノ原則上

(A) 普通ノ見解 本税ヲ辨護スルノニ先以テ給付能力ヨリスルトイフコトハ最普通ノ見解デア
 ル。而シテ其ノ之ヲ説明スルニ當テ探ル所ノ普通ノ方法ハ、本税ノ課税物件タル奢侈品ノ消費使
 用又ハ奢侈的支出ガ其消費者使用者又ハ支出者ノ所得隨テ給付能力ヲ示ストイフコトデア
 ル。マ
 リ其等ノ者ノ所得事情ガ間接ニ此消費使用又ハ支出ニ現ハルトイフコトデア
 ル。(註一)

(註一) わぐな一ハ曰ク、各箇ノ此種ノ物ノ所有ハ所得隨テ租税能力ヲ指示スト。あいぜんはるこハ曰ク、此種ノ物件ガ租税能
 力アル所得ノ徴證トシテ示サルト。かいづるハ曰ク、從僕、馬車、犬等ヲ持ツ者ハ消費ノ此方法ニヨリテ、所得ノ持主又ハ
 利用者トシテ現ハルト。はふまんハ曰ク、奢侈品ノ所有及使用ハ富有ナ、而シテ之ト共ニ課税能力ヲ示スカ如シト。ろつしモ
 亦、本税ノ物體ハ専ラ大ナル富ノ消費ニ定メラレタル物體、其消費ガ當ノ徴證タル物體ナリトスル。ふなつげハ曰ク、此税
 ハ一定種ノ享樂品ノ一定ノ使用者チ、之ガ使用ニヨリ推定スヘキ給付能力ノ爲メニ課税セントスルモノデアルト。しえふれ
 一ハ曰ク、固有ノ使用税ハ多少不要ナル使用的消費ノ物體ノ、租税能力ノ標準ニ依ル所ノ簡別的捕捉ノ爲メニ形成スヘキモ
 ノデアルト。すたいんハ更ニ、廣義ノ奢侈税ニツキ、酒類及其他ノ享樂方便ノ價格ハ、勞働ノ所得(總)ヨリ取ララルルコト能ハ
 ズシテ、唯其純所得ヨリ取ララルトイフ。べるぎうすハ曰ク、二百たーら一(最小活資)以下ノ所得ハ、直接税ニテモ消費税
 ニテモ負擔セシメラレテハナラヌ。何トナレバ國家ハ此上、勞働者家族ノ生活ヲ縮メテハナラナイカラ。併シ此ハ他方ニ奢
 侈品ノ消費税ノ併用又ハ採用ヲ辯護スル。若モ生活維持ニ必要ナル所得ガ免稅サルヘキモノトスルナラバ、其ハ此所得ガ實
 際ニモ此生活維持ノ目的ニ支出サレナクレバナラヌ。然ルニ貧民ガ其一部ヲ以テ不要ナル支出ニ充テタトスレバ、彼ハ(其

3) Wagner, Lehr-und Handbuch. Finanzwissenschaft. II. 2 Aufl. S. 600.
 4) Eisenhart, Die Kunst der Besteuerung. S. 182.
 5) Kaizl, Finanzwissenschaft. II. S. 165.
 6) Hoffmann, Die Lehre von den Steuern. S. 225. 7) Bilinski. a.a. O. S. 55.
 8) Vocke, Die Abgaben, Auflagen und die Steuer. S. 561.
 9) Schäffle, Die Steuern. Besonderer Teil. S. 325.
 10) Stein, Lehrbuch der Finanzwissenschaft. II 2. 5 Aufl. S. 239.

最小活資ニ屬スル所得中ニ自ラ餘裕ヲ作ツタモノデ、之ニツキ租稅ヲ支拂フコトヲ得ルシ、又支拂ハナケレバナラヌト¹¹⁾べるナ¹²⁾ハ曰ク、必要の支出ニ對スル課稅ニテハ所得ノ小ナルニ隨ヒ、益々増加スル所ノ負擔ヲ生ズル。然ルニ必需品ニ對スル稅ニ在テハ、此ガ消費ヲ爲スノ力ナキ者ハ負擔ヲ爲サナイコトトナルト。びりんすキハ曰ク、支出ニ租稅能力ノ唯一ノ證明ヲ認ムルコトハ誤デアアラウ。併シ此ガ平均的ニハ或往々ニシテ匿サレタル又是迄不課稅ニ止マル所ノ所得ノ存在ヲ示スダケデア課稅能力ガアルト。¹³⁾

(B) 予ノ見解 予ノ見ル所デハ、多數學者ノ考フル如ク、奢侈的支出ガ所得ノ徵證ナルカ故ニ給付能力ヲ示スノデハナクテ、奢侈的支出ガ奢侈的支出トシテ他ノ何モノヨリモ最良ク給付能力ノ大サヲ示ス所デアアル。所得トイフテモ、其ニハ勿論生産費ヲ引去リタル殘ニ屬スル純所得ガ問題トナルガ、此純所得デモ其大小ガ必ズシモ、給付能力ノ大小ヲ示サナイ。之ヨリシテ生活必要費ダケハ引去ラナケレバナラヌ。此必要費ハ國家トシテモ重要デ、國家ハ國民ノ生活必要ダケハ是非充タサナケレバナラヌ。即チ國家存立ノ爲メニモ必要デ、租稅ガ國家ノ存立ニ缺クベカラザルト同様デアアル。此生活必要ノ資ヲ割イテ租稅ニ當テルコトハ當ヲ得ヌ。デ例之家族ノ大ナルモノハ同額ノ所得ニテモ小家族者ヨリモ、租稅ニヨリ苦痛ヲ感ズル度ガ強ク、隨テ給付能力ガ乏シイ。然ラバ夫ノ純所得カラ、各人ノ家庭事情ニ應ジテ生活必要費ヲ控除シタル殘リガ給付能力ヲ見ルニ適切ナル標準カトイフト、サウデモナイ。此中カラ更ニ又其放資ニ向ケラルルモノヲ引去ラナケレバナラヌ。此放資ニ向ケラルルモノハ生活必要費ホドニ屈伸力ノ乏シキモノデハナイ。(生

11) Bergius, Grundsätze der Finanzwissenschaft. S. 252.
12) Berner, Das Wesen der Steuern insbesondere der indirekten. S. 35.
13) Bilinski, a. a. O. S. 34.

活必要費ニ全ク屈伸力ナキ譯デナイ。此ニモ多少ノ屈伸力ハアル。(此ハ全ク所得主ニ於テ自由ニ其大サヲ決定シ得ルガ、併シ國家トシテハ少クトモ現代ニテハ特ニ日本ノ如キ處デハ其ノ多々益々多イコトガ望マシイ。單純ニ彼等私人ノ利己の立場カラ其多キコトノ望マシイ許リデハナイ。此ニ向フルモノニ對シテハ夫ノ生活必要費ト齊シク、國家的立場カラ國家的必要ニ屬スルモノトシテ租税ヲ宥恕シナケレバナラス。デ同位ノ所得者デモ、其ヲ多ク放資ニ向クル者ハ其ヲ少ク之ニ向クル者ヨリモ、租税ニヨリ苦痛ヲ感ズル度ガ強ク、隨テ給付能力ガ小イ。此等ハ凡ヘテ斟酌シナケレバナラス。斯クテ以上ノ二ノモノヲ斟酌シタル後ニ殘ス所ノ各人ノ奢侈的支出ノ大小コソ各人ノ給付能力ヲ計ル最良ノ標準トナル。(註二) 此奢侈的支出ニハ箇人ノ享樂ノ爲メトイフコトガ重キヲ成シ、國家的ニイヘバ全然無益デハナイガ、大體害ノ方ガ利ヨリモ大キイカラ、此支出ノ出來ルダケ少キコトガ望マシイ性質ノモノデアアル。之ヲ割イテ國家存立ニ必要ナル租税ニ向ケサスルコトハ不當デハナイ。又此支出ヲ多ク爲ス者ノ心理狀態カライフテモ、其ヲ多ク出スモノハ其ヲ少ク出ス者ヨリモ、租税ノ苦痛ヲ感ズルコト割合ニ弱ク、給付能力ガ大イ。然レバ予ノ見カライフト、奢侈税ハ他ノ税ヨリモ一層給付能力ニ適合スル上ニ於テ適切ナル税デアアル。併シ其ハ各人ノ全體ノ奢侈的支出ノ確知サルルコトヲ條件トスルノデ、此モ予ヲ以テ見レバ所得税ニ於ル所得申告ヲ改造シテ、從來ノ所得構成分子ノ申告ノ外、其處分ノ内容ノ申告ヲモ爲サシムル

コトニヨリテ達セラルルコトト考フルガ、其ノ今日未ダ實現セラレズ、唯ダ各箇ノ少數ノ奢侈品ニツキ本稅ガ行ハルルヤウデハ、固ヨリ寧ロ所得稅ヲ基本稅トシ、奢侈稅ヲ副稅トスルノ外ハナイ。ガ兎ニ角奢侈稅ガ恰モ其奢侈的支出ヲ課稅スルコトノ爲メニ、給付能力ニ適合スルコト爭フヘカラズデアル。

(註二) へつけるハ此稅ニ於ケル課稅物件ハ支出其モノデ、不要又ハ奢侈的支出トイフコトテナイトイフガ、此ヘ予ト根本的ニ見解ガ相違シテ居ル。

(二) 租稅體系上

(A) 租稅ノ分化 本稅ノ發達ハ租稅特ニ支出稅ノ分化ヲ意味スル。此稅ガナカッタナラバ普通ノ消費稅ニヨリテ貧者階級ガ過重ニ負擔セシメラレ、富者階級ガ過輕ニ負擔セシメラルルノヲ矯正スル爲メニ此稅ガ分化シタノデアアル。分化ハ即チ進歩デ、之ニヨツテ完全ニ近ツクノデアアル。併シ其ノ既ニ一旦此ガ成立シタル以上ハ、又此モノニ獨立ナル價值、即チ恰モ此奢侈ガ給付能力ヲ最良ク示スコトガ認メラルルコトトナツタノデアアル。

(B) 他稅ノ補完 此事ハ最多クハ間接消費稅トノ關係カラ説カルルガ、其他ノ稅トノ關係カラ説クモアル。

(イ) 間接消費稅ノ補完 即チ間接消費稅ガ大體貧者階級ニ重クナルノ傾ヲ有ツカラ、奢侈稅ノ

14) Heckel, Lehrbuch der Finanzwissenschaft. II. S. 288.

15) Derselbe, ebenda. S. 287.

如ク富者階級ニ重クナルヘキ税ヲ設クルコトニ依ツテ、平準又ハ補償又ハ補完ヲ得セシメ、以テ不
公平ヲ緩和シヤウトイフノデアアル。¹⁶⁾

(ろ) 所得税ノ補完 即チ所得税ガ租税制度ノ中心的租税也ト假定シテ、此ガ到底完全ナルコト
ガ出来ズ、此ニテ漏ラサレタル給付能力ノアリ得ベキコトハ想像スルニ難クナイ。是ニ於テカ特
ニ此奢侈税ヲ以テ、奢侈的支出トナツテ現ハルル所ノ給付能力ヲ捕捉シテ、所得税ノ矯正又ハ補
完ヲ爲サウトイフノデアアル。¹⁷⁾

(は) 直接税ノ補完 特ニしえふれーガ廣ク直接税ノ缺陷ヲ補完スル爲メニ、奢侈税ノ成形サ
ルヘキコトヲ唱ヘテ居ルガ、¹⁸⁾ 其趣意ハ前者ト同一ニ歸スル。

(に) 一般租税制度ノ補完 或ハ全體ノ租税制度ニ於テ貧者階級過重負擔トナリ、富者階級過輕
負擔トナルノヲ矯正スル爲メニ奢侈税ヲ採ラウトイフモアル。(註三)

(註三) 例之をらふ曰ク、獨逸デハ實際目下、貧民ガ富者ヨリモ割合ニ一層大ナル全國税負擔ヲ擔フコトトナツテ居ル。一
其原因ハ貧者が今日ノ間接消費税ニヨツテ餘リニ高ク、富者が全租税及特ニ收益所得及財産税ニヨツテ餘リニ低ク負擔セシ
メラルルコトニ在ル。——而シテ此今日ノ租税制度ニ於ケル缺點ガ間接奢侈税ノ採用ニヨツテ巧ミニ補足サルルコトトナル
デアラウト。¹⁹⁾ まむろーニハ曰ク、政府ニテ恒久税トシテノ所得税ヲ氣遣ヒタル夫ノ時代ニハ、富者階級チ一層重ク課税スル
ニ就テノ缺陷ニ對シ、奢侈税ガ免ニ角一ノ(缺點ハアルガ)補償物デアアル。此事ハ今尙所得税ノ行ハレザル國ニモ當ルト。²⁰⁾

尤モ此富者階級ヨリモ貧者階級ヲ一層重ク課税スルコトニ就キテノ救済ハ奢侈税ニ依ルヘキモノ

16) Pfeiffer, Die Staatseinnahmen. II. S. 500. Heckel, ebenda, S. 287. Vocke, Die Abgaben, Auflagen und die Steuer. S. 561. Parieu, Traité des impôts. 2 ed. II. p. 58.
17) Heckel, ebenda. S. 287. Bilinski, a. a. O. S. 133.
18) Schäffle, Die Steuern. B. T. S. 325.
19) Graf, Das Problem der Luxussteuern. S. 137. 138. 143.
20) Mamroth, Luxussteuern, im Conrad's Hwb. 3 Aufl. VI. S. 553.

デハナクテ、寧ロ所得税ニ於ケル最小活資ノ引上、及ヒ累進税率ノ如キモノニ依ルヘキモノデア
ルトイフ反對モアルガ、併シ其等ノモノノミナラズ、奢侈税ニ依ルコト少シモ差支ナク否ナムシ
ロ正當ナルコトハ給付能力ニ關スル上記吾人ノ根本的見解コリハ必然ノ論結デアアル。暫ラク所得
税ヲ中心税トスル見解ヲ探ルトモ、此ニ漏レタル給付能力ヲ奢侈税ニヨリテ捉フルトイフコトガ
言ヒ得ル。

(三) 収入政策上 奢侈税ニハ一面奢侈抑制ノ目的モアルコト後ニ述ブル如クデアアルガ、他方收入ヲ
舉クルトイフ財政收入上ノ目的モアル所デ、實際ノ發達カライフテモ然ウデアアルガ、(註四) 理論
上カライフテモ奢侈ガ給付能力ヲ示スコト前述ノ如クデアリ、容易ニ租税負擔ヲ擔ヒ得ルモノデ
アル以上ハ、此ニ課税ヲ爲スコトニヨリテ收入ヲ計ルコト當サニ策ノ得タルモノトイハナケレバ
ナラス。(註五)

(註四) まむろーミハ曰ク、固有ノ奢侈税ハ十六世紀ノ終及十七世紀ノ初以來發生シ、奢侈ヲ抑制スルヨリハ寧ロ新ナル財政
上ノ税源ヲ得ンガ爲メニ生シタモノデアツト。²¹⁾

(註五) りすなー曰ク、人ノ憲習ノ潮流ヲ防止シ排斥スルコトハ道德家ノ努力ニ待ツヘキモ、租税政策家ハ尙妨ゲラレザル其
潮流ノ廣ク及積載力ノ良キ航行ヲ保證スル處ニ、其船ヲ向クヘク、之ヲ帝國ノ目的(財政收入上ノ)ニ利用スルコトヲ要スル
ト。²²⁾

(四) 課税技術上

論 說 奢侈税ノ辯難

第四卷 (第五號) 二五 六四五

21) Derselbe, ebenda.

22) Derselbe, ebenda. S. 546.

23) Lissner, Die Zukunft der Verbrauchssteuern in Deutschland. S. 49.

(A) 確實 或ハ課税技術上カラ此税ニ於ケル課税物件ガ確實デアツテ容易ニ認メラルヘキモノデアルトイフ説モアルガ其ハ併シ疑問デアル。其物件ニシテ普通ニ容易ニ認メラルモノトイヘハ少數ノモノ例之馬、犬、車等ニ止マル。十分確實トイフコトノ爲メニハ、實ハ國民ノ道義ト智識トガ向上シテ、正確ニ之ニ關スル事實ヲ申告スルコトノ行ハルルニ至ルコトヲ要スル。

(B) 便宜 此税ハ又便宜ニ適フトモイヘル。或ハ之ヲ隨意 (Fretwilligkeit) ニ適フトイフテモ良イ。生活必需品ニ關スレバ、各人ガ隨意ニ其消費隨テ擔税ヲ廢スルヲ得ナイ。併シ奢侈品デアレバ、各人ガ其課税ヲ免レヤウト思ヘバ、之ガ消費ヲ止メレバ良イ。此點カラシテ此税ガ便宜ニ適フトイフコトモ出來ル。

其二 其他行政上ノ論據

(一) 教育的倫理的公共的社會政策的目的上 奢侈ハ人生ニ必スシモ入用ナラザル物ノ生産ノ爲メニ世ノ人的物的材料ヲ多ク費シテ、有要ナル物ノ生産ヲ其レダケ于薄ナラシメルノ傾ガアリ、生活ノ必需品サヘモ満足ニ得ラレザル多數ノ人ノアル反對ニ、少數ノ無用ナル享樂ニ耽ル者アルコトトナラシメ、(註六) 其結果人ノ平等觀ヲ傷ケ、社會上ノ嫉視紛爭ヲ激成スルコトトナル。(註七) 倫理上不都合ナルノミナラズ、社會政策上ニモ不良デアアル。之ニ課税スルコトハ人民ニ之ニ關スル反省ヲ促スノ教育手段(註八)トイフコトガ出來、社會政策上ノ一施設トイフコトモ出來ル。

24) Eisenhart, a. a. O. S. 182.

25) Derselbe, a. a. O. S. 173.

(註六) まむろーミハ曰ク、奢侈の消費ハ生産ニ好マシカラザル傾向ヲ供スル。即チ不要ナル物ノ生産ノ爲メニ人ナル價值ヲ投シ、而モ之ヲ有要ナル物ノ調達ヨリ取去ルコトトナルト。ふあいふあーハ曰ク、一人ノ奢侈ニ對シテハ傍ニ集團ノ貧困ヲ見ルト²⁷⁾

(註七) むつしあーハ曰ク、奢侈税ハ人類ノ平等觀ニ其ク遠フト。まむろーミハ曰ク、社會的觀察點ヨリ見レバ、奢侈税ハ人類ノ平等感ノ要求スル所デアアル。富者階級ノ過大ナル消費ハ無資産者ノ嫉妬ヲ喚起シ、階級反對ヲ強クスルト。²⁸⁾

(註八) ろつしあー曰ク、奢侈税ハ教育上其キ影響ヲ行ノコトヲ得ルデアラウト。こーんハ曰ク、消費税ニ於ル財政上ノ目的ト教育上ノ目的トガ提携シテ行ケバ、此ガ喜バシキ利益調和デアラウト。31) ぞんねんふえろハ曰ク、奢侈税ハ虚榮税 (Van der Feitelheid) デアルト。ばすてーぶろハ曰ク、此税ハ奢侈制限ノ趣意ニ基クカ如シト。へつけるハ曰ク、人ガ倫理の原則及公共的意識ノ爲メニ此税ヲ維持シタト。³²⁾

(二) 國民經濟的目的上 カライヘバ、此税ハ格別重大ナル損害ヲ生産交通ニ與フルコトモナク (全ク此ナシトハイヘナイガ、其ハ凡ヘテノ税ニ免レナイ)、(註九) 假令此税アルガ爲メニ奢侈品ノ生産ヲ減ズルコトニナツテモ、他方ニ必需品ノ生産ヲ進メルコトニモナルカラ恕スヘキデアリ、更ニ一般ニ節約ヲ進ムル爲メニ資本ノ増殖ヲ進メルコトトナリ、隨テハ其國民ノ經濟的發展ヲ容易ナラシムルコトトナリ、(註一〇) 勞働者ノ必要の需要ノ充實スルコトニヨツテモ之ヲ助長スルコトトナル。

(註九) むろはるミハ曰ク、使用税ヲ課セララルモノノ中ニ就キ、奢侈品ノミハ生産交通ヲ危クスルコトナクシテ課税セララルコトガ出來ル。何トナレハ唯ダ此ニ於テノミ、使用者ガ實際、主觀的純所得ヲ有ツコトノ鑑然ガアルカラト。³⁵⁾

(註一〇) ふあいふあーハ曰ク、一國ヲ富マヌノ道ハ浪費テハナクテ、貯蓄心ノ普及デアアル。節儉者ノ方が浪費者ヨリモ

26) Mammoth, a. a. O. S. 551. 27) Pfeiffer, a. a. O. S. 496.
 28) Roscher, System der Finanzwissenschaft. 5 Aufl. II. S. 74.
 29) Mammoth, a. a. O. S. 551. 30) Roscher, a. a. O. I. S. 261.
 31) Cohn, System der Finanzwissenschaft. S. 501.
 32) Bilinski, a. a. O. S. 48. 33) Bastable, Public finance. 3 ed. p. 497.
 34) Heckel, a. a. O. S. 288.
 35) Murhardt, Theorie und Politik der Besteuerung. S. 584.

一層多ク、一般ノ繁榮ノ進歩ニ貢獻スル。一貯蓄ニヨリテ、社會ノ爲メニ其上ノ財ノ生産ノ爲メニ有功ナル道具ヲ供スト。³⁶⁾

(三)國民衛生上 奢侈品ニ課セラルル税ハ必需品ニ課セラルルモノト異リ、國民ノ衛生ニ害ヲ生ジナイ。(註二)却ツテ多少其害ヲ減ズルコトサヘ出來ル。

(註二)りんほふハ曰ク「間接税ハ存續セシムヘキモノテハアルガ、其ハ唯ダ廣義ノ奢侈物體ヨリ課徴サルベキモノデアアル。

「斯カル物ハ人民ガ其健康状態ニ損害ナクシテ之ガ使用ヲ止メルコトヲ得ル。べるぎうスハ曰ク、租税ガ單ニ斯カル(虚榮)動機ヨリ望マレ又ハ維持セラルル物體ヨリ課徴セラルル丈デハ、何人モ之ニヨリ苦シマナイト。³⁸⁾

(四)警察取締上 二三ノ奢侈税例之犬税ノ如キニハ警察取締上ノ關係ガアル。³⁹⁾ 固ヨリ租税トシテハ此ニ重大ナル意義ノ存スル譯デナイ。

第二段 奢侈税ノ非難

其一 財政上ノ論據

(一)給付能力ノ原則上

(A)奢侈的支出ガ必スシモ給付能力ニ一致セズトイフコト 例之ほふまんハ奢侈ハ必ズシモ租税能力ノ證明デナイ。何トナレバ一方ニ多クノ富メル營業者等ハ奢侈ヲ行ハザラントシ、他方ニ貴族高位者等ハ困難ナル財産状態ノ下ニモ奢侈ヲ行ハザルヲ得ザルノ境遇ニ在ルカラトイフタガ、⁴⁰⁾

36) Pfeiffer, a. a. O. S. 496. 497.

37) Linhoff, Indirekte Steuern oder nicht? S. 33.

38) Bergius, a. a. O. S. 311.

39) Schäffle, Steuern. B. T. S. 344.

40) Hoffmann, a. a. O. S. 226-7.

すたいんモ亦嘗テ奢侈税ノ物體ノ純享樂方便ナル處ニ、實際的純所得ガ基礎ニ在リヤヲ疑フタ所デアル。⁴¹⁾ 其他二三ノ學者モ此税ヲ以テ平等ニ適ハザルモノトシテ居ル。⁴²⁾

併シ奢侈的支出ハ予ガ前ニイフ如ク最良ク給付能力ヲ示ス所デ、所得ヨリモ一層良ク之ヲ示ス前記ノ非難ニ存スル所ノ根本思想ハ所得又ハ純所得ニ給付能力ノ真ノ標準ヲ認ムルモノデアアルガ、斯カル奢侈ハ其然ラザルモノトノ間ニ限界ヲ引クコトガ困難テアルノミナラズ、其必要モナ⁴³⁾イ。其奢侈ガ彼等ノ地位ニ適クヘカラサルダケデハ、其無形上受クル榮譽、其他人々ノ受ルコト能ハザルモノニ對スルノ對價トシテ、其税ダケハ彼等ガ努力シテ稼ギ出スヘキモノデアアル。此ガ出來ザレバ其地位ヲ止メタラ良イ。生活ノ必要ダケハ人間タル以上充タサヌ譯ニ往カヌガ、此地位ニ伴フ必要ノ如キハ充タヌコトガ出來ナケレバ止メルダケノ事デアアル。如何ニモ永續的享樂財産ノ使用ニ於テ他方ニ實際的所得ノ存スルコトハ必スシモ保證スルヲ得ヌガ、其ガ奢侈品タル以上ハ、斯カル所得ナクシテ使用スルニ及バス。之ニ對スル税ガ拂ヘヌトイフナラバ、其ヲ賣拂ヘバ良イ。其レ程ノ物ヲ使用スル以上ハ、其ニ對スル税位ハ折角努力シテ稼ギ出スヘキモノデアアル。或ハ又斯カル物ヲ使用中ニ課税セズシテ、此ガ購入ニ際シテ課税スルコトニスルナラバ、確カニ其場合ニハ實際的所得ガ存スル。

41) Bilinski, a. a. O. S. 42.

42) Biersack, Ueber Besteuerung. S. 113. Bastable, l. c. P. 498.

43) Bilinski, a. a. O. S. 34.

(B) 奢侈税ガ所得ヲ課セズシテ資本ヲ税ストイフコト 此ハまるくすノ唱フル所デアル。彼ハ曰ク、此税ハ課税原則ト調和シナイ。何トナレバ此ガ必スシモ所得ヲ課税シナイデ、往々ニシテ資本ヲ而モ無果實ナル財産ヲ課税スルトイフノデアル。ふーんモ亦タ貴重ナル家具類ニツキ、之ヨリ何等ノ所得ヲ生セザル故、之ニ對スル税ガ元本ヲ消耗スルコトトナルトイフテ居ル。⁴⁴⁾

此非難ニ對シテハ先ツ租税ガ所得ニ對シテノミ課セラルルニ及バナイ。却ツテ奢侈的支出ニ課スヘキ所以ノモノアルコトヲ注意シナケレバナラヌガ、偕テ如何ニモ論者ノイフ如ク此税ノ爲メニ或人が或財産ヲ賣ラナケレバナラナクナルコトモアラウガ、其ハ決シテ生産的資本デハナクテ、奢侈享樂的財産ニ外ナラス。斯ノ如キモノハ之ヲ賣却セザレバ税ノ拂ヘザルガ如キ人ノ手ニアル必要ハナイ。經濟交通ニヨリ他ノ之ヲ維持シ之ニツキ納税シ得ル人ノ手ニ移セバ良イ。爲メニ社會經濟上何ノ損スル所ナキノミナラズ、却ツテ一層其物ノ存在スヘキ處ニ存在セシメラルルコトトナルトイフテ良イ。其人ガ之ヲ賣ルコトヲ好マナケレバ、之ヲ賣ラズシテ濟ムヤウニ折角勤勉努力シテ所得ヲ擧グレバ良イ。此ガ國民經濟上勸ムヘキコトデアル。租税ハ彼ニ之ヲ賣レト勸ムルヨリハ、寧ろ彼ニ一層勉強セヨ、此物ガ使用享樂シタクバ大ニ勉強セヨト勸ムルノミデアル。

(C) 奢侈税ハ地方的ニ不公平ナル負擔ヲ分配スルトイフコト 凡ソ奢侈的支出ノ状態ハ地方ニヨリ即チ特ニ田舎ト都會トデモ趣ヲ異ニスル。故ニ同一奢侈税ガ地方的ニ不公平ナル負擔ヲ課スル

44) Bilinski, a. a. O. S. 32.

45) Bilinski, a. a. O. S. 37.

46) Schäffle, Die Steuern, B. T. S. 345.

47) Heckel, a. a. O. S. 288. Walcker, Finanzwissenschaft. S. 86. Pfeiffer, a. a. O. S. 499-500. Rau, Grundsätze der Finanzwissenschaft. 5. Aufl. II. S. 227.

Fuisting, a. a. O. S. 33.

コトトナルトイフノデアアル。(註二二)

(註二二) しえふれト曰ク、奢侈的所有ハ異レル地方ニテ同一度ニテハ特段ナル租稅力ヲ示サナイト⁴⁶⁾

成程奢侈ハ地方ニヨリ相對的ニ異ルユヘ、右イフ如キ不公平負擔ノ分配ガ奢侈稅ニ伴フヲ免レナイ。斯ク地方ニヨリ多少ノ相違ハアツテモ、全體上ヨリ又平均的ニ見テ奢侈的支出ト認ムヘキモノノ大小ニヨリ給付能力ノ大小ヲ定メルコトハ租稅ノ問題ニハ已ムヲ得ナイ。精密ニイヘバ同一地方ニ在ル人々ノ間ニモ相違アリトイハナケレバナラヌガ、斯ノ如キコトマデ斟酌スルノハ餘リニ課稅技術ヲ面倒ナラシムルモノデアアル。一體此種ノ不精密ナリトイフ缺點ハ獨リ此稅ニ限ツタコトデハナイ。恕スルニ足ル。

(二) 收入政策上

(A) 徵稅費割合ニ大ニシテ、⁴⁷⁾而モ實收額割合ニ小デアリ、⁴⁸⁾特ニ他稅收入ニ比シテ小ナリトイフコトハ諸多ノ學者ノ認ムル所デアアル。尤モまむろトノ注意スル如ク、國稅トシテ此稅ガ、富メル國デハ絕對的ニ小收額トイフコトハナイ。唯ダ全體ノ稅ニ對スル割合ニテハ小イトイフノデアアル。⁴⁹⁾

併シ之ニ對シテハふいんげモイフ如ク、假令其收額ガ小イカラトイフテ、其ノ小イモノモ集マレバ大額ニナルカラシテ、之ヲ輕視スルニ及バヌ。⁵⁰⁾又恰モ其收額ノ小イノハびりんすきノ注意ス

48) Hoffmann, a. a. O. S. 226. Huhn, cit. in Bilinski, a. a. O. S. 36. Pfeiffer, a. a. O. S. 499. Bastable, l. c. P. 498. Fuisting, a. a. O. S. 32. Heckel, a. a. O. S. 288. Eheberg, Finanzwissenschaft, 9 Aufl. S. 388. Roscher, a. a. O. II. S. 74. Rau, a. a. O. S. 227. Wagner, a. a. O. S. 625. Vocke, Die Abgaben &c. S. 563. Derselbe, Grundzüge der Finanzwissenschaft, S. 362. Cossa, Grundriss der Finanzwissenschaft, S. 107. Beulieu, Traité de la science des finances, 5 ed. I. 427. Nitti, Principes de sciene des finances, p. 603.

ル如ク、從來缺陷アル方法ニテ即チ少數ノ物ニツキテノミ課税スルカラデ、丁度地租ヲ山林ノミニ課シテ其收入ノ小ナルヲ嘆スルヤウナモノデアルトイヘル。⁵¹⁾ 此税法ヲ改良スレバ、モツト増收ヲ擧グルコトモ出來ヤウ。徵稅費ノ割合ニ大イコトハ認メナケレバナラヌガ、其ハ此税ニ限ツタコトデハナク、之アルガ故ニ他ニ重大意義アル此税ヲ廢スルニハ及バナイ。

(B) 收入ノ減退スルコト、例之ぞんねんふえるすハ奢侈税ニ重キヲ置クコトニヨリ奢侈品ノ消費又ハ販路ノ減少トナリ、國家ハ其收入ノ減退ヲ心配シナケレバナラヌトイフタ。⁵²⁾ 此ハ其課税物件ガ此税ノ賦課後ハ其前ヨリモ減少スルコトヲイフノデアアル。成程一時斯ノ如キコトモ生ジヤウガ發達シツツアル國ニテハ、間モナク奢侈品ノ使用ガ増加スルコトトナツテ、右ノ如キ心配ハ消滅スルコトトナルデアラウ。勿論此税ノ爲メニ後ニモイフ如ク課税サル所ノ或物ノ使用カラ、無税ナル他ノ物ノ使用ニ移ツルトイフコトハアルガ、其ハ少數ノ物ニ課税スルノ結果デ、少クトモ同種ノ物ニハ漏レナク課税スルコトニスルカ、又ハ全體ノ奢侈的支出ヲ纏メテ課税スルコトニスレバ、斯カル缺陷ハ生ゼズシテ濟ムデアテウ。

(C) 屈伸力ノ缺乏セルコト 此税ニ屈伸力ノ缺乏タルコトハばすて一ふるノ注意スル所デアアル。⁵³⁾ 成程其通りデアアル。此税ニツキ必要ニ應ジタイザ増收ヲ計ラウト思ヒ、イザ減收ヲ遂グヤウト思フテモ、思フヤウニ増減ガ出來ナイ。却テ豫期ニ反對シタル結果トナルコトガアリ得ル。併シ此

49) Mammoth, a. a. O. S. 552.

50) Bergius, a. a. O. S. 332.

51) Bilinski, a. a. O. S. 46.

52) Bilinski, a. a. O. S. 49.

53) Bastable, l. c. p. 498.

事ハ獨リ此稅ノミノ弱點デハナクテ、大抵ノ稅ニ伴フ所デアアル。特ニ消費稅ハ孰レモ此非難ヲ免レナイ。此アルガ故ノミデハ以テ此稅ヲ排斥スルニ足ラナイ。

(三) 課稅技術上

(A) 奢侈ノ意義自身相對的ノモノ也トイフコトハ諸多ノ學者ノ注意スル所デアアル(註一三)。すた
いんニ至テハ此アルガ故ニ奢侈稅不合理也トイフタコトガアル。併シ之ヲ精密ニ斟酌シテ居テハ
課稅上煩ニ堪エナイ。後ニ(D)ニイフガ如キモノ位ハ斟酌シナケレバナラスガ、其他ハ其國其時ノ
平均的事情ヨリ奢侈ト認ムヘキ以上ハ、奢侈也ト定メテ課稅スルノ外ハナイ。即チ其時其國ニ於
ケル中等階級ニトリテ不要ナリヤ否ヤヲ判斷スレバ足ル。勿論或時ニ甲國ニテ奢侈トセラルルモ
ノト乙國ニテ奢侈トセラルルモノトハ異ルデアラウガ、同一時同一國ニ於ケル各人ノ間ノ事情ニ
ヨリ課稅上區別スルニハ及バナイ。

(註一三) へつげるハ曰ク、人ハ此ニツキ相對的ニ決定シナケレバナラヌト。ほつふまんハ曰ク、同一物ガ人ニヨリ奢侈トナ
リ又奢侈トナラズト。⁵⁷⁾ につちハ曰ク、奢侈ト否トノ標準ハ相對的ニ可動的ナリト。まむろーとハ曰ク、或支出ノ奢侈トイフ
コトハ確定的デナイ。此ハ或國民ノ當時ノ文化及全生計度ニ係リ、及各人ノ立脚點及測定ニ係ルト。⁵⁹⁾

(B) 奢侈稅ノ課稅物件ガ確實ヲ缺クトイフコト亦此稅ノ缺點デアアル。⁶⁰⁾ 此ハ其確知ガ困難也トモ
イヘル。⁶¹⁾ 勿論一切ノ奢侈品ガ然リトイフノデハナイガ、一部ノモノハ確ニ其通りデアアル。

54) Bilinski, a. a. O. S. 40.
55) Bilinski, a. a. O. S. 41-2.
56) Heckel, a. a. O. S. 286.
57) Hoffmann, a. a. O. S. 87-8.
58) Nitti, l. c. p. 601.
59) Mamroth, a. a. O. S. 546.
60) Bastable, l. c. p. 498.
61) Vocke, Finanzwissenschaft, S. 361.

(C) 全奢侈的支出又ハ消費ヲ課税スルノ困難ナルコト

(い) 其原因 此ハ前ニイフ此税ノ物件ガ確實ヲ缺クコトノ結果デアアル。即チ奢侈品ノ中ニハ確知ノ困難ナルモノガアリ、随テ全體ノ奢侈ニ對スル課税ガ行ハレナイ(註一四)

(註一四) ぶあいふあー曰ク、全消費物、亦ナ全奢侈品ニ課税スルコトハ不可能デアルト。えーべるひモ亦曰ク、富者階級ノ

全奢侈的消費ヲ課税スルコトハ實行上不可能デアルト。⁶³⁾ ふむつけハ曰ク、本課税ハ少數ノ物ニ之ヲ限ラザルヲ得ナカツタト。⁶⁴⁾ しえふれーハ曰ク、集中的價値ノ奢侈品(珍奇品、金銀器、寶石、名畫(彫刻)ハ實際上ノ理由ヨリ使用税ヲ行フコトヲ得ナイト。⁶⁵⁾

ろ) 其結果 トシテ種々ノ不都合ヲ生ズル。先ツ

1) 各種奢侈品ノ間ニ就イテ課税技術上ノ難易カラ偶然ノ使用方法ノ爲メニ恣意的ニ選定セラレテ、或モノハ課税セラレ他ノモノハ免税セラレ此間ニ不公平ヲ生ズルコトトナル(註一五)。其ガ更ニ(a)消費者ニ對シテハイ同地位ニ在ル富者相互ノ間ニモ(註一六)、(ロ)富者ト貧者トノ間ニモ(註一七)、不公平ガ存スルコトトナリ、(b)關係營業者ニトリテモ課税品ヲ扱フモノト無税品ヲ扱フモノトノ間ニ不公平ヲ生ズルコトトナルヲ免レナイ。⁶⁶⁾

(註一五) まむろーミハ曰ク、奢侈ノ部分的課税ハ偶然ナル消費方法及社會慣習ニ從テ課税サルルガ故ニ、課税公正ニ反スルト。⁶⁷⁾ へつけるハ曰ク、奢侈的消費ノ多種ノ形式ガ租税技術上ノ捕捉ヲ免レ、又法律ガ奢侈ノ各箇ノ表現ノ多少恣意的ナル捕捉ニヨリ大支出ニ頗ル不平等ニ負擔ヲ課スルト。⁶⁸⁾ わぐなーハ曰ク、此税ノ課税物件ノ選擇ニ於テ可ナリ恣意ガ避クヘカラザルモノトナルト。⁶⁹⁾

(註一六) ぶあいふあーハ曰ク、全奢侈品ノ課税ノ出來ザル爲メニ必然不公平ガ生ズル。——二十頭ノ馬ヲ持ツ英國貴族ハ年

62) Pfeiffer, a. a. O. S. 500.

63) Eheberg, a. a. O. S. 388.

64) Vocke, Finanzwissenschaft, S. 361.

65) Schäffle, Die Grundsätze der Steuerpolitik. S. 390.

66) Mamroth, a. a. O. S. 551.

67) Mamroth, a. a. O. S. 553.

68) Heckel, a. a. O. S. 287.

69) Wagner, a. a. O. S. 601.

年六十磅ヲ支拂フノニ、其夫人ガ五萬タラシノ寶石頸飾ヲ買フテモ課税セラレナイトハ不釣合ニハ非サヤト。⁷⁰⁾

(註一七) エーペルハ一日ク、社會政策ノ期待スル目的ハ、富者階級ノ全奢侈的消費ヲ課税スルコトノ行ハレタル時ニノミ達セラルヘシト。⁷¹⁾

(2) 奢侈ノ部分的課税ニヨリ唯ダ(a)奢侈ノ無税品ヘノ推移ガ行ハレテ、(b)奢侈ノ抑制ガ行ハレザルノミナラズ、富者階級ハ少許ノ奢侈税ノ支拂ニヨツテ奢侈的消費ノ特權ヲ得タル位ニ考フルニ至ル⁷²⁾ノ恐ガアル。

如何ニモ奢侈税ガ全奢侈ヲ捕捉スルコトノ困難ナルコトハ認メナケレバナラス。多少恣意ニヨリ物件ノ選擇サルルコトモ認メナケレバナラス。併シ其ヲ出來ルダケ多ク捕捉シ、特ニ奢侈ノ推移ノ行ハレザルヤウ注意ヲ拂ツテ本税ヲ構成スレバ、之ニヨリ富者ノ奢侈ハ何處カニテ多少トモ捕捉セラレ、幾分ナリトモ奢侈ヲ抑制スルコトガ出來、奢侈ニ現ハレタル給付能力ヲ捕捉スルコトモ出來ル。無税品アル爲メニ多少ノ不公平ガ生ジテモ、其ハ各箇的ナル間接消費税デモ同様デアル。已ムヲ得ナイ。

(D) 取締監督ガ面倒ナルヲ免レザルコト、亦多クノ學者ノ唱フル所デアル。⁷³⁾ (い) 此モ此税ノ一部ノ課税物件ノ確實デナイカラ生ズル所デアル。(ろ) 其結果トシテ、(1) 家計ノ内情ニ立入ツテ調べルコトトナリ、⁷⁴⁾ (2) 營業ノ内情ニモ立入ツテ其妨害ヲ行フコトトナリ、⁷⁵⁾ (3) 其等ハ臆ガテ納税者ニ不快嫌惡ノ情ヲ刺戟スルコトトナル(註一八)。如何ニモ本税ニ此等ノ缺點ノ伴フコトハ認メナケレバナラ

70) Pfeiffer, a. a. O. S. 500. 71) Eheberg, a. a. O. S. 388.
72) Mamroth, a. a. O. S. 551. Hoffmann, a. a. O. S. 228. Rau, a. a. O. S. 227.
Eheberg, a. a. O. S. 389. Bastable, l. c. p. 499. Pfeiffer a. a. O. S. 498.
73) Mamroth, a. a. O. S. 551.
74) Nitti, l. c. p. 603. Beaulieu, l. c. p. 427. Pfeiffer, a. a. O. S. 500. Roscher, a. a. O. II. S. 73. Mamroth, a. a. O. S. 551. Heckel, a. a. O. S. 286.
75) Hock, Die öffentlichen Abgaben und Schulden. S. 174. Conrad, Grundriss. Finanzwissenschaft. 2. Aufl. S. 117. Umpfenbach, Finanzwissenschaft. S. 286. Wagner, a. a. O. S. 601. Heckel, a. a. O. S. 286-7.

ヌガ、此ハ或度マデハ何ノ税ニモ免レサル所デアルカラ、恕シナケレバナラヌ。或ハえーべるひ
 ノ如ク此税ヲ永キ時ノ間繼續シテ使用又ハ消費ニ堪エ、其性質上隱匿スルコト難ク、隨テ家内ノ
 純然タル私的範圍ニ立入ルコトナクシテ課税上捕捉ノ行ハルル物ノミニ適用スルコトスレバ、
 此等ノ弊ハ少カラウガ、其レデハ餘リニ少数ノ物ニシカ行ヘナイコトニナル。或ハぐらーふノイ
 フ如ク間接課税方法ニ依ルコトスレバ、使用者自身ノ厄介ダケハ除クコトガ出來ルガ、其レデ
 ハ直接課税方法ノ適當ナル物體ニハ却ツテ困マルコトニナルノミナラズ、此間接法ニテモ營業者
 ノ内情ニ立入ルコトハ避ケラレナイ。特ニ夫ノ不快嫌惡トイフガ、抑々或税ノ存立スル以上ハ、
 人民ガ之ガ爲メニ必要ナル吟味等ノ爲サルルニ對シテ、不快苦情ナドイフベキ筋ノモノデナイ。
 其ガ元トノ心得違デアル。各人ハ本來進ンデ此徵税ヲ助成スヘキ義務ガアル。餘リ斯カルコト
 ニノミ遠慮スル譯ニ往カナイ。

(註一八) ほふまんハ曰ク、此税ハ、納税者ニ不快嫌惡ノ情ヲ生ズト。ばすてーぶるハ曰ク、此税ハ不入望也。⁷⁶⁾

(E) 脱税ノ危険大ナルコト⁸¹⁾ 此ハ此税ノ課税物件ノ一部ノモノノ不確實ナルヨリ生ズル所デア
 ル。併シ此ハ此税ニ限ツタコトデハナク、ムシロ消費税全體ニ共通デアル。此アルガ故ニ本税ヲ
 止メヨトイハバ、酒税砂糖税等モ止メナケレバナラナクナル。⁸²⁾ 別ニ此税ノ存立理由ノ之アル以上
 ハ、此ガ脱税ノ危険ヲ出來ルダケ除クコトヲ講ズルヲ以テ甘ンジナケレバナラヌ。

76) Graf. a. a. O. S. 291.
 77) Eheberg, a. a. O. S. 388.
 78) Graf, a. a. O. S. 291.
 79) Hoffmann, a. a. O. S. 228.
 80) Bastable, l. c. p. 498.
 81) Pfeiffer, a. a. O. S. 500.
 82) Bilinski a. a. O. S. 37.

(F) 課税品トシテ指定サレタルモノニ就キテモ除外ヲ設ルノ面倒アルコト 例之車馬ハ大體奢侈的ニ使用セラルルモ、此ガ生産的營業的ニ使用サルルダケデハ、本税ヨリシテハ免除シケレバナラヌトイフ面倒ガアル。此アルガ故ニ、此種ノ物ニ於テハ、租税技術ガ間接徵收法ヲ避ケテ、直接ニ使用者ニツイテ課税スルコトヲ選ンダ。⁸³⁾ 成程此モ一ノ面倒ニハ相違ナイガ、此位ノ事ハ別ニ大シタ非難デハナイ。其他

(G) 税率ノ高サノ決定ニツイテ可ナリ恣意ノ避クヘカラサルコトトイフ非難モアルガ、此ハ如何ナル税ニモ共通デ、此ガ爲メニ此税ノ存立ヲ否定スルニハ足ラヌ。

其二 其他行政上ノ論據

一 國民經濟及社會政策上 奢侈税ニ對シテハ之ガ爲メニ當該課税物ノ生産ヲ減少シ、隨テ其レダケ勞動者ノ仕事ヲ審ヒ賃金ノ低下ヲ生ズルコトトモナルトイフ非難ガアル。

併シ之ライヘバ、獨リ奢侈税ノミナラズ、生産者ニ對スル凡ヘテノ税、全營業税、否ナ所得税マデモ否定シナケレバナラナクナル。⁸⁷⁾ デ此アルガ故ニ本税ヲ否定スルコトハ出來ナイ。勞動者ガ此ニ於テ多少ノ不利ヲ被ムルトモ、其ハ一部ノ奢侈品生産ニ從事スル者ノミニ係ル所デアリ、他面ニ此ニ於テ不要トナレルダケノ資本ヲ必要品ノ生産ニ向ハシムルコトトモナリ、前者ニテ職ヲ失ヒタル勞動者ヲ後者ニ向ハシムルコトトモナツテ、彼等ノ救済ガ得ラルルノミナラズ、勞動者一般ガ必要品ノ豊富廉價ヲ享受スルコトトナル可能ガアル。他方又富ノ増進シツツアル國デハ、

83) Heckel, a. a. O. S. 287.

84) Wagner, a. a. O. S. 60r.

85) Thiers, cit. in Bilinski, a. a. O. S. 35.

86) Graf, a. a. O. S. 290.

87) Bilinski, a. a. O. S. 35.

富者階級ノ奢侈的消費範圍ハ益々擴張スルカラ、一時此税ノ新設ニヨツテ奢侈品生産ガ減退シテモ、復又發達シ來ルコトトナツテ、繼續的ニ之ヲ抑壓シ盡スコトハ殆ンド稀デアラウ。⁸⁸⁾

(二) 倫理教育上 本税ニヨツテ財政收入上目的ヲ達サウトスレバ、奢侈抑制ノ教育上ノ目的ニ適ハナイ。之ニ適ハシメヤウトスレバ、財政收入上ノ目的ニ適ハズトイフ非難ニ對シテハ、あいせんはるとハ此ニ於テ收入ニ重キヲ置カザルノ故ニ差支ナイトイフタケレトモ、本税モノノ税デアル以上ハ、何トシラモ收入ニ重キヲ置カヌ譯ニ往カナイ。教育上ノ目的ニ至テハムシロ主トシテハ教育自身ニ任カスヘキモノデアアル。收入ヲ擧ケツツ、多少トモ奢侈ヲ抑エルコトガ出來レバ、税トシテハ萬足デアアル。税トシテハ若干教育上ノ目的ニハ不萬足位ノ處ガ程度デアアル。

括 言

以上要之、奢侈税ニ種々ノ弱點ガアリ、特ニ現在ノ處、其構造ニ不備ガアツテ、爲メニ收入モ大ナラズ、公平ヲ缺ク嫌アルヲ免レナイガ、併シ漸次其構造モ改良サルルノ機アルヘク、其ガ出來レバ、根本的ニハ本税ガ租税ノ最重要ナル標準タル給付能力原則ニ適合スル上ニ缺クヘカラザル所以ノモノアルコトヲ願ミルニ於テハ、其重要ナルコト、其ノ正當ナルコトヲ斷定シナケレバナラス。既ニ斯クノ如クニ此税ガ重要止當ナル以上ハ、是非トモ之ガ構造ニツキ十分熱心ニ研究シテ適當ナル方法ヲ見出サナケレバナラスコトナル。若夫レ古來、此税ニ附帶セシメラレタル奢侈抑制ノ目的ニ至テハ、此ガ多少不十分デアツテモ、其租税タル上ニハ別ニ差支アルコトハナイ。

88) Graf, a. a. O. S. 290.

89) Eisenhart, a. a. O. S. 182.